

# 小丸城址出土文字瓦の一考察 — 尊称・敬称の問題について —

竹間 芳明

## はじめに

一九三二年に福井県味真野村（現越前市）の小丸城址から出土した丸瓦の線刻銘をめぐり、現在も解釈が分かれている。主な論点は、誰がどのような立場・目的で記したのかということである。その銘文は、以下のとおりである。

此書物後世ニ御らんし（語）ら□、御物かたり可有候、然者五月廿四日、いきお（一揆）こり、其ま、前田又左衛門尉殿、いき千人はかり（生捕）いけとりさせられ候也、御せいはいハは（成敗）つつけ、かま（成）二（釜）いられあふられ候哉、如此候、一ふて書と、め候（傍線筆者）<sup>①</sup>

先に旧稿では、①線刻された文面の内容、②前田利家に対する敬称の使用、③線刻した人物の三点について検討を行った。その結論として、織田政権に反感をもつ地域から瓦工人として動員された住民たちの協力をえて、監視の目をくぐりぬけた人夫等が、処刑の残

虐さを批判し後世に伝えるために記したものであるという私見を述べた。<sup>②</sup>

しかし、②について、具体的には、敵対する人物、特に仇敵ともいえる人物に対して、尊称・敬称を使用するかということについて、関連する当該期の史料は、天正十年（一五八二）に上杉氏家中で書かれた書状二点のみを提示するにとどまった。すなわち、織田氏に敵対した勢力の中では上杉氏の事例だけであり、不十分さは否めず課題を残すことになった。その後、同年に織田軍との攻防戦が展開され、緊迫した情勢下にあった高野山においても、同様の事例があることを知った。

小稿では、上杉氏家中の事例の関連史料について再検討を行い、これに当該期の織田勢による高野山攻撃の検討を加え、「殿」などの尊称・敬称を記すことが、その相手と敵対関係にはないと断言する十分条件になるのか、改めて考証を試みる。このような、事例検

討の積み重ねが、線刻銘の解明に必要であると考へる。

### 一 上杉氏家中の事例の再検討

天正十年（一五八二）三月に対織田戦の同盟者武田勝頼が滅亡し、上杉景勝は越中方面に加え、武田氏旧領の上野・信濃方面からも織田勢の攻撃を受けることとなった。さらに越後国内で対立する新発田重家が織田氏と結んでおり、危機的状况に陥っていた。<sup>(3)</sup>

〔史料A〕

度々被下御書候、過分奉存候、謹而拜見申候、仍而当表之様子  
 小田野源三郎殿当国安中に在城被申、有彼地城々江之計策雖被  
 申候、岩下・倉内・箕輪・倉加野何之地も未出仕不申候、此度  
 当表江御出勢候者ハ、何茂其御国江可被申上候旨、令談合之由  
 申来候、此等之趣可然之様可預御披露候、恐々謹言、  
 追而、爰元乱之躰御座候間、御被申上前々御加勢也共可然  
 候、城介殿者甲府在陣候、惣別何方も仕置もなく一とをり  
 被通候共、誠々に上方衆廿、三拾宛置残、ろうせきいたす  
 のミ申来候

矢野因幡守

三月廿一日

綱直

栗林殿

（傍線筆者）<sup>(4)</sup>

この書状は、『覚上公御書集』のみに記載されており、原本は不明である。網文には、

一、同年三月、武田勝頼依断絶、武田領上州城々属織田家、令逃亡従越府、永禄中厩橋・沼田・倉内等被居置諸将番鎮輩、去天正七年三月為武田領中故、被押留不得于越府帰着、今般依騒乱乞于越府加勢故、就于栗林肥前守政頼送書札故、従越府賜御書及度々、依茲及書札、

とあり、織田勢の攻勢が強まる中、上野に配備されていた諸将が、栗林政頼に援軍を強く要請するやり取りの一環として紹介されている。この網文に関わり、もう一通の同日付の栗林宛矢野綱直書状が掲載されているが、正文は『上杉家文書』で確認される。（〔史料B〕）

〔史料B〕

追而令啓達候、両度申達候間、爰元万端無正躰候間、如何様にも御人数被指越候て、妻子其元江引被取候て、可被懸御意候、為差立無敵而何様ニ申由、可有御覚悟候得共、一透有御分別、可被懸御意候、依無御賀勢、爰元地下等、先々在々江罷下候、於御出勢者、此前ニ替儀有之間敷候、委者鈴木方可申達候、将亦、其地江進置候証人、御扶持可被懸御意候、然而、先日ニ申候林善左衛門尉証人、拙者朝夕召使候間、我等母踞候所ニ仰被付候て可給候、随而、甲・信両国之模様、彼方可被申候間、弥々有御分別、早々御出勢尊一候、恐々謹言、（傍線筆者）<sup>(5)</sup>

これら二通の書状の六日後に、再度、矢野綱直は、栗林に切実な援軍要請を行っており、その書き出しで、「昨日者、八重森因幡守<sup>(4)</sup>方為御使参着被申候」と前日の二十六日に武田氏旧臣八重森家昌が使者として来たことが書かれている。（〔史料C〕）この書状も、正

文が『上杉家文書』で確認できる。<sup>6)</sup>

八重森家昌は、三月二日時点で長井昌秀に書状を送り、根知城から戻ったことを報告したうえで、追而書で「(伊那)下いな口におゐて、敵(敗軍)悉くはいくん、てんりうへおいこみ、残者千余被打取候、御りうん(利運)に罷成候」と信濃伊那郡での織田勢との戦況を伝えている。「史料D」<sup>7)</sup>『覚上公御書集』では、これを前年の天正九年(一五八二)と比定している。しかも、在番の交替として根知城を引き渡した相手を「惣社殿」と記し、綱文で同人物を総社長尾平太頭忠と比定しているが、同書状正文は、「惣祐殿」と書かれており、明確な写し間違いが指摘できる。そもそも、天正九年時点では、三月に武田方の拠点高天神城が落城するなど織田・徳川氏と武田氏の主戦場は遠江であった。織田勢が伊那郡に侵攻を開始するのは、天正十年(一五八二)二月以降である。<sup>8)</sup>

また、同じく三月二日付で、漆戸虎秀等武田氏家臣から長井昌秀に対して、「当表侍衆之家中、悉逆心之躰ニ候間、從貴国早々御加勢申請」と信濃方面への援軍の要請がなされているが、「史料E」<sup>9)</sup>『覚上公御書集』は、天正十年とする。綱文では「信州諸士、今般織田信忠欲于甲州乱入從美濃表、信州木曾表諸堺及接戦責捕諸城、于茲茲甲府・信州・上州表武田旗下令狼狽相背武田家、引入已我城、不定加勢故、再乞于越府援勢送書」との説明がなされている。すなわち、『覚上公御書集』でも、天正十年の織田勢侵攻が、武田領国内での離反者統免の契機としてとらえているのである。「史料D」の追而書で伊那郡での織田勢との攻防に触れているということは、

この武田領国内の動揺に関わり書かれたものとみるべきであろう。以上のように、伊那郡での戦いを、天正九年と比定する根拠は不十分であり、人物名の誤記をするなど、「史料D」関する『覚上公御書集』の年代比定と綱文は不自然である。

ここで改めて、「史料A」の検討を行うと、日付の天正十年三月二十一日の四日後には、上野国の武田氏旧臣小幡信真が甲府在陣中の織田信忠のもとに赴き服属しており、<sup>10)</sup>越後からの救援が無いための上野国の諸城の去就が定まらないという状況と符合する。また、「史料C」から、この時、矢野綱直は上野国利根郡近辺にいたことが判明し、同国の諸城の動向を報告していることと矛盾しない。そして、同日付の書状である「史料B」と共通する点は、越後からの増援の要請をし、武田氏旧領の甲斐の情勢に触れていることである。内容的には、特に問題はなく、「史料B」・「史料C」と深く関わっており整合性があると判断できる。しかし、「史料B」・「史料C」・「史料D」・「史料E」は、いずれも正文があり、『別本歴代古案』にも記載されているが、「史料A」は『覚上公御書集』のみでしか確認できない。しかも、「史料D」に関する『覚上公御書集』の問題点も勘案すると、現時点では、「史料A」の扱いは慎重であらねばならない。特に、正文がないだけでなく、『覚上公御書集』以外の後世に書写された『歴代古案』・『別本歴代古案』・『上杉家御年譜』・『上杉家御書集成』などにも書かれていないことを考慮する必要がある。旧稿では、「史料A」を、上杉氏部将が、敵将の織田信忠に対して「殿」の敬称を使用している史料としたが、小稿では参考事例と

して提示しなおし、今後の検討課題としたい。

同年二月に木曾義昌が織田氏に通じ、武田氏から離反した。<sup>(12)</sup> 上杉景勝も事態を重く受け止めて、以下の書状を出している。

〔史料F〕

木曾就逆心、其国無正躰之由候間、為初千坂对馬守・斎藤(朝信)下野守十頭差越候、彼者共有相談堅固之仕置肝要候、次当方之儀、様々令造説之由候、其方如存知、以数通之誓詞を申談、其上勝頼滅亡忽帰当国之、旁以可有違儀之事、不思寄之処、悪逆無道之族、取々令沙汰之儀、無念之次第候、身之底根為可申届、長井丹波守皆々ニ相添差越候間、彼舌頭被聞届、則有談合可被相静事、専一候、勝頼御事、偏案入候、日々ニも飛脚雖差越度候、当国之者路次番不知案内之条、不任心口惜候、如何共自其元、慥成者を差越、様子被聞届、注進待入候、勝頼御身上無違候者、世間何与変化候共、可直備事案中ニ候、恐々謹言、

三月六日

景勝（花押影）

福王寺殿

(仙力)  
梅□軒

(傍線筆者)

〔史料G〕

对広井善右衛門尉油科如書面者、無何事帰宅之由、肝要之至候、木曾逆心ニ付而、甲府備無是非次第候、乍去、当国堅固之上者、勝頼身上於異儀者勿論、本意之稼可成之候、自然、無曲被罷成与云共、一度彼家相統之儀思詰候上、最安候、将亦、其方事、元来来当方入魂筋目之儀候間、何篇之儀被申越、不可有別儀候、

猶直江与六可申之間、於用所者、彼者ニ被相含尤ニ候、恐々謹言、

三月七日

景勝（花押）

市川新六郎殿

(傍線筆者)

〔史料F〕は、写であるが、景勝の花押の模写は、正文の「史料

G」の花押と同型であり、天正十年当時に使用されていたものである。<sup>(15)</sup> 両書状共に、木曾義昌の謀反が原因で、武田氏が危機的状況にあるとの認識を示している。特に前者では、武田氏救援指令を下したうえで、武田勝頼が滅亡すれば、直接上杉氏の存亡につながるとの危機感を強く抱き、勝頼の身を案じている。それだけ、木曾義昌の離反の影響は大きく、武田氏のみならず、上杉氏にとっても、重大な事件であった。まさに、木曾義昌の離反は、上杉氏を窮地に陥れる発端となった敵対行為そのものであった。事実、先述のように武田氏滅亡後に、景勝は越中のみならず、武田氏旧領の上野・信濃から織田勢の攻撃を受けることになった。

本能寺の変で織田信長が殺されたことで、滅亡の危機を脱した景勝は、反撃に転じ自身は信濃に出陣した。六月二十七日には、上杉氏部将の黒金景信・桐澤具繁が、木曾義昌の動向と信濃の情勢を報告している。

〔史料H〕

先日木曾へ被指遣候御中間、昨廿六致帰府候間、即其元へ為登申候、様躰委可被成御尋候、木曾殿者(深志)ふかしと申所ニ張陣之由候、悉上信濃小屋揚仕、無正躰様候由、彼者申事候、随而、其御表追日被 思食御儘之由、万民大慶不過之奉存候、近日者上

口之説一向ニ不承候、相替儀御座候者、急度注進可申上候、此  
旨可預御披露候、恐惶謹言、

桐澤左馬允

具繁（花押）

六月廿七日

黒金兵部少輔

景信（花押）

直江与六殿<sup>(兼統)</sup>

（傍線筆者）<sup>(16)</sup>

その後、景勝は越後に亡命していた小笠原貞種に兵を付けて、信濃府中の深志城を攻撃し木曾義昌を逐っている。<sup>(17)</sup> 両名は、上杉氏と敵対する木曾義昌に対して「殿」の敬称を使用しているのである。

「史料H」は、瓦の銘文が線刻された同時期の上杉氏家中において、敵対関係にある武将に対して「殿」の敬称を用いた事例であり、管見では、唯一正文が確認されるものである。木曾義昌は、武田氏服属後も、武田家中では親族衆として独自の勢力を維持しており、黒金・桐澤からみて家格は上であつた。この事例の様に、敵方にあつても、自分より身分が高い人物に対して「殿」と記しても不自然ではない。<sup>(18)</sup> すなわち、両名は、誤つて木曾義昌に敬称を付けたのではなく、意識的に「木曾殿」と記したものと判断される。ちなみに「史料H」は、『別本歴代古案』・『覚上公御書集』にも記載されており、<sup>(19)</sup> ともに木曾義昌を「木曾殿」と記している。『覚上公御書集』の網文でも、この点については一切ふれていない。後年の米沢藩士も、上杉氏家臣が、敵対関係にあつた元武田氏親族衆の木曾義昌に対し「殿」の敬称を用いたことについて、全く疑問を抱いてはいないの

である。上杉氏家中にあつては、木曾義昌に対する敬称使用は、特異なものではなかつたのであつた。

## 二 高野山の事例

天正九年（一五八二）八月、織田信長は、それまで友好的で軍事行動にも協力した高野山に対して、佐久間信盛の遺品と荒木村重の残党の引き渡しを命じた。しかし、高野山側が使者を殺害したため、報復として、高野聖の殺害指令を発する。<sup>(20)</sup>

その後、両者の対立は激化し、織田勢が高野山へ侵攻をはじめた。高野山側は天皇に信長への取りなしを依頼するなど、戦いを回避する道も模索していたが、同時に迎撃態勢を調べていく。八月二十八日に高野山のみならず惣国の存亡に関わるとして、神野新四郎に奥三郡の助勢を求め、十月には奥三郡からの兵糧米調達を依頼し、雑賀御坊との連携を図っている。<sup>(21)</sup>

翌十年（一五八二）には、信長は松山新介を派遣し高野山攻撃を本格化した。<sup>(22)</sup> 武田勝頼への総攻撃を目前にした二月九日時点で、畿内・西国の反織田勢への対応を指示するなかで、「信長出馬に付てハ、大和人数出張之儀、筒井召列可罷立之条、内々其用意可然候、但高野手寄之輩少相残、吉野口可警固之旨、可申付之事」と、明確に高野山を敵対勢力と見なしていることが判明する。池上裕子氏は、この時に信長がもつとも警戒しているのが、高野山であると言及している。<sup>(23)</sup>

本能寺の変直後に、滅亡の危機を脱した高野山金剛峯寺惣分は反撃を開始し、織田方の隅田党と戦った<sup>(24)</sup>。また、雑賀における反織田勢力の中心人物土橋平尉は、復権し雑賀の主導権を握り、明智光秀と連絡を取り合っていた。光秀は、返書の中で、「高野・根来・其元之衆被相談、至泉・河表御出勢尤候<sup>(25)</sup>」と援軍要請を行っている。雑賀の主導権を握った土橋氏は、もともと根来寺とのパイプをもっていた<sup>(26)</sup>。信長を殺害した光秀からみて、織田勢の攻撃を受けていた高野山は、利害が一致しており、根来寺・雑賀と軍事提携し自分を支援する可能性があると期待される存在だったのである。

高野山無量光院宝幢寺清胤は、明智光秀が滅んだ後の七月二十六日付の上杉景勝への書状で、「殊更、凶徒退散、怨敵敗北、天然而世上思召儘罷成候事、御武運之所致、御名譽満畿内、於西海無其隱候条、愚僧等迄開喜悦眉候：(中略)：随而、当山江<sup>(高野山)</sup>去年以来、信長猛勢山下迄差遣、寺中伽藍人法雖欲令破滅候、数度之合戦、当山之衆得勝利、山中江不入立候、雖然、経年月候者、如何候与存候之処、大師之御加持力故歟、彼凶徒父子生害故、当山茂安全罷成候、万民之歎喜不過之候」と織田勢との戦いの経過を報告し、信長父子の死を心から喜び祝している<sup>(27)</sup>。まさに、高野山は上杉氏と同様に、織田氏と敵対関係にあり、本能寺の変により、かろうじて危機を脱したのだった。これに関連し、ルイス・フロイスも、「信長は侵害を受けたため、これ等の坊主を鞭打たんと欲したが、忽然彼の不幸なる死に遭遇したため実行し得なかつた」と記している<sup>(28)</sup>。

天正十年(一五八二)時点で、高野山と織田氏が敵対関係にあつ

たことを確認したが、次に、具体的に對織田戦において尊称・敬称に関わる、高野山側の史料を検討してみたい。

同年二月、高野山金剛峯寺惣分沙汰所は、對織田戦の指令を下した。

〔史料I〕

猶々、先手之衆へ兩人次第二仕候へと申付候、弥無越度様二見合頼入候、以上、

信長様為御意松新伊都郡江罷越、則多和之城を拵、其分九度山表へ、日々夜々ニ被相働候、近日惣分之人數を出、悉々可打果分ニ以集儀相定候、然者、其方兩人之儀、先手之大將ニ相定候条、無越度様ニ見合可為肝要候、恐々謹言、

金剛峯寺

牛<sup>(五)</sup>

惣分沙汰所

二月四日

一藤坊(黒印)

千住院

西山坊

同

二見密藏院

参

(傍線筆者)<sup>(29)</sup>

信長の命を受けた松山新介が伊都郡で多和城を築き、そこから九度山に連日連夜出撃しているため、近日中に逆襲の軍勢を向かわせることが、惣分沙汰所の衆議で決定された。そして、千住院西山坊・同院二見密藏院を先手の大将として任じたことを伝えている。

その後、「惣分之人數」が出撃し多和城攻撃を行い、二月十四日には、先手の大将となった両名は、戦果をあげたことが確認される。<sup>(30)</sup>

この時の戦で、高野山側が、敵方の松山を呼び捨てにしているが、信長に対しては「様」の尊称を用いていることがわかる。すなわち、両者に対する表記が、明確に異なって区別されているのである。この差異は、高野山からみて、身分が上か否かという点に求められるだろう。すなわち、前右大臣・右大将の肩書きを持つ信長は、高野山より身分が高く、松山新介は信長配下の一部将にすぎない。そのうえ高野山は、天正八年（一五八〇）時点で、信長から大和有智郡を安堵されている。<sup>(31)</sup>当然信長は、安堵される側である高野山よりも上位の立場にあったのである。

後年、二見蜜藏院は、「若キ時分在陣之覚」として以下の軍功書覚を記している。

一、御門跡大坂に御在城之砌、信長様御馬ヲ被向、三好山城守<sup>(本願寺頭如)</sup> <sup>(康長)</sup>

其外三好名字之衆悉野田福嶋へ被追籠せめさせられ候時、山城守へ奉公仕、其籠城之届仕候事、<sup>(昭高)</sup> (A)

一、信長様御馬ヲ被入、其已後上河内高屋と申城ニ畠山殿御在城候、其表へ三好方人数ヲ出し数度之合戦御座候砌、手筈ニ<sup>(逢)</sup>相申候事、(B)

(中略)

一、信長様高野表へ御人数ヲ被遣、八九月之時分分明ル六月迄せめさせられ候、其籠城ヲいたし、毎度先手ヲ仕、数度之合戦ニ相申、<sup>(逢)</sup>日之内数度之手柄仕ニ付而惣山より感状御座候事、(C)

(中略)

一、信長様御腹ヲめし候ニ付而則開籠城、根来寺粉川表へ惣分之人數ヲ出シ被相働候時、大鳥井ニをひて合戦御座候て、其已後人数ヲ入候時、跡にて少足ヲみたし候をしつはらいヲ仕、数人之たすけ申候、これも諸人之目ニ渡り、其かくれ無御座候事、<sup>(32)</sup>(D) (傍線筆者)

各条を要約してみる。

(A) は、石山合戦時に、三好康長に仕えて野田・福嶋に籠城し、織田勢を迎撃。

(B) は、足利義昭・織田方の畠山昭高が拠る高屋城攻防戦で、攻撃側の三好方として参陣。

(C) は、「史料Ⅰ」に関わる高野山攻防戦で、先手として織田勢と戦う。

(D) は、本能寺の変後に、反転攻勢し根来寺・粉河方面で戦う。

(A) ～ (D) に共通する点は、敵方の織田信長・畠山昭高に対して「様」「殿」の尊称・敬称をつけ、敬語を使用している点である。特に信長に対しては、先手の大将に任ぜられた二見蜜藏院自身も、「様」の尊称をつけていることが注目される。(B) の畠山昭高は河内半国守護であり、二見蜜藏院よりも身分は高い。

また、対織田戦の備えの一環として、神野と文殊院に大量の鉄砲を集めることを要請する高野山惣分沙汰所祐尊書状でも、急度申入候、左兵衛殿根粉路、同雑賀衆悉打合、近日其表へ被相働之由、粗申来候、<sup>(33)</sup>(傍線筆者)

と敵方の織田信張に対して「殿」をつけている。織田信張は信長の一族であり紀伊方面の司令官であった。惣分沙汰所からみて、身分が上か断定はできないが、少なくとも一部将に過ぎない松山新介よりも地位は高いとみなすことができよう。<sup>34)</sup>

以上のように、高野山惣分沙汰所と二見蜜藏院は、明確に身分が上の信長対しては「様」をつけ、その麾下にあった河内半国守護の畠山昭高や信長一族で有力部将だった織田信張には「殿」をつけ、呼びずてにはしていないことが確認された。すなわち、相手の身分や立場で「様」と「殿」の使い分けをしているものの、敵対する人物に対して、尊称・敬称を用いていたのである。

### まとめ

天正十年（一五八二）時点における上杉氏家中での木曾義昌への「殿」の使用、高野山惣分沙汰所と二見蜜藏院の織田信長・畠山昭高に対する「様」と「殿」の使用について検討をおこなった。共通することは、書いた人物よりも、尊称・敬称を使用した相手の身分が高いということである。また、高野山惣分沙汰所は、身分差が不明確な場合でも、織田方の有力部将織田信張に対して「殿」をつけていることも分かった。

ところで、旧稿でも検討したが、敬称の有無は、様々な事例があり複雑である。<sup>35)</sup>

ちなみに、本願寺顕如の右筆宇野主水は、その日記「鷲森日記」で、

天正九年・十年（一五八一・一五八二）には、二節で検討した織田信張に対して「左兵衛佐殿」・「左兵衛殿」・「津田左兵衛佐殿」と殆ど「殿」の敬称を付けている。しかし、天正十一年（一五八三）正月になると、「織田左兵衛佐」と記述し、敬称は使用していない。この間に本能寺の変があったが、本願寺の大坂退去以来、本願寺顕如と信張は親交があり、その関係が変化することはなかった。<sup>36)</sup> また、信長の死後に信張の地位が急落したわけでもない。信長側近野々村正成にも、天正十年（一五八二）正月には「殿」の敬称を付けているが、「野三十」と略称で書く箇所もあり、本能寺の変で討死にした時には、敬称はない。本能寺の変自体に関しては、「二日早天より、信長ノ宿所二条ノ本能寺へ、（明智光秀）惟任日向守取懸、信長ヲ討果了」とあり、信長を呼びずてにしているが、同時に「信長公ノ御ソバニテ果候衆」・「当分信長公ノ御ソバニハ、シカク人無之故」と「公」の尊称を用いている。この時、信長の連枝衆信忠・信孝兄弟と信澄には「殿」をつけている。<sup>37)</sup> そして、徳川家康に対して、天正十年（一五八二）には「徳川殿」と記す場合もあるが、天正十一年（一五八三）には、「徳川」・「家康」と敬称は用いていないのである。<sup>38)</sup> 野々村正成も徳川家康も、本願寺との関係が変化していない。同日記天正十一年（一五八三）の記述で、織田家中の中で「殿」の敬称を用いているのは、織田信雄と柴田勝久に対してのみである。宇野主水は、同年から始まる「貝塚御座所日記」でも、信雄には「三介殿」と敬称をつけている。本能寺の変後も敬称を用い続けた理由として、信雄が信長の子息で連枝衆であることが考えられよう。宇野主水にとって、信長



とその子息は特別な存在であったのである。<sup>(39)</sup>

このように、織田信張・野々村正成・徳川家康への「殿」敬称の有無の理由は、定かでない。書き手の宇野主水自身が、意識して「殿」の使用をやめたとは考えづらい。信長とその子息のように明らかに身分が高く立場が強い相手に対しては、敬称を意識して用いることはあっても、それ以外で「殿」を使用する際には、明確な基準があったとはみなしがたいのである。つまり、「殿」の敬称の使用が、必ずしも相手と友好・親密さを示す指標とはならないといえる。

これに関連し高野山も、天正十七年（一五八九）一月時点での惣分方集議状では、

先年信長進発之砌、对当山、種々御忠勤不浅候、其節一礼雖可申入候、于今申後候、  
(傍線筆者)<sup>(40)</sup>

と記しており、信長に対して尊称をつけていない。高野山から見て死亡の危機にあった天正十年（一五八二）には「様」をつけ、信長が死んだ七年後には呼びすてにしているのである。敵対意識からすれば、天正十年（一五八二）時点では呼びすてにすべきであろう。この理由も判然としない。

これまでの検討から、敬称の有無が、その相手との関係を見極める十分条件たりえず、全体の文脈から考証すべきであると考えられる。したがって、「文字瓦」の線刻銘は、前田利家がおこなった処刑を残酷なものとして批判し、後世に伝えるために記されたものと判断される。

## 註

- (1) 旧稿では、瓦の釈文は「小丸城跡出土瓦」（「たけふの文化財」武生市教育委員会、一九九九年、一一〇頁）を提示したが、その後味真野史跡保存会が所蔵する拓本で字句を確認し、若干の訂正を加えた。
- (2) 拙稿「戦争被害者のメッセンジャー—小丸城出土瓦を読む—」（『北陸の戦国時代と一揆』高志書院、二〇一二年）。
- (3) 『上越市史』通史編2中世、四五二頁。以下、『上越』通と略す。『新潟県史』通史編2中世、六四四頁。
- (4) 『上越市史』別編2上杉氏文書集二、二二二一頁。以下、『上越』と略す。
- (5) 『上越』二二二二頁。
- (6) 『上越』二二二六頁。
- (7) 『上越』二二九七頁、長井昌秀については、丸島和洋『戦国大名武田氏の権力構造』思文閣出版、二〇一二年）六七頁註(52)参照。天正八年（一五八〇）又は天正九年（一五八一）時点で、根知城には武田勝頼の弟仁科盛信の軍勢が詰めていた（『大町町史』第二巻原始・古代中世資料一四八・一四九頁、『小谷村誌 歴史編』一〇九―一〇頁、『北安曇誌 第二巻原始—古代—中世編』四二〇―四二六頁、『白馬のあゆみ』村誌・社会環境編二二七―二二八頁）。
- (8) 『信長公記』卷一四・一五、『増訂織田信長文書の研究』九一三・九六七・九六八頁、以下、『信長文書』と略す。
- (9) 『上越』二二九六頁。
- (10) 『信長公記』卷一五、『当代記』。
- (11) 『上杉家文書（大日本古文書）』七五二・七五三・七五四・七五五号、『別本 歴代古案』四一・四三九・四四〇・四四八号。
- (12) 『信長公記』卷一五、『当代記』、『上越』二二八三頁。
- (13) 『上越』二二二〇一頁。
- (14) 『上越』二二二〇二頁。

(15) 『上越』二二二〇一・二二二〇二号、『上越市史 別編2 上杉氏文書集2』別冊九二頁。

三月六日付松嶋軒宛上杉景勝書状でも、武田勝頼助勢の為に十頭に長井昌秀を加えて派遣したことを伝え、「当国之路次番目不知案内不任心、無念次第二候、如何共従其許慥成者令差越、是非之様子御注進待入候」と記している。『上越』二二二〇〇号。

(16) 『上越』二四二一九号。

(17) 『壽齋記』・『岩岡家記』・『寛政重修諸家譜』（『越佐史料』六）二七三（二七四頁、『上越』二四四三三号、『上越』通四六九頁。

(18) 福原圭一氏の御教示による。黒金・桐澤は、景勝の譜代家臣団上田衆出身であり、後に上杉氏の中核を担う。しかし、当時の上杉氏家中で重要な立場にあった上杉氏一門・年寄等重臣に比べ家格は決して高いものではなかった。

(19) 『別本歴代古案』四九四号。

(20) 『和歌山市史』第四卷戦国三三二〇号、以下、『和歌山』と略す。『信長文書』九三九号、『多聞院日記』天正九年八月一九日条、「享禄以来年代記」（『続群書類従』二九下、『信長公記』巻一四、『当代記』。

(21) 『高野山文書』（大日本古文書）六卷一一六八号、以下、『高野山』（大）と略す。『高野山文書』（金剛峯寺編）七卷三九四・三九六・三九七号、以下、『高野山』（金）と略す。『信長文書』九四八号（参考）史料なお、奥三郡は、在田・日高・牟婁の三郡と石田晴男氏が指摘している。（石田晴男「守護畠山氏と紀州「惣国一揆」―一向一揆と他勢力の連合について―」『歴史学研究』四四八号、一九七七年。『本願寺・一向一揆の研究』吉川弘文館、一九八四年に所収）。

同年十二月に信長の使者として針阿弥が高野山に遣わされているが、雑賀御坊に滞在中の本願寺顕如は、信長やその一族織田信張に音信を送るな

ど織田氏との友好関係を維持していた。（『鷲森日記』天正九年十二月十八日・十二月二十四日条『真宗史料集成』三）したがって、高野山の要請に応じた形跡はない。

(22) 『信長文書』九六二号、『高野山』（金）六卷「松岡家文書」三七九号。

(23) 『信長公記』巻一五、『信長文書』九六七号、池上裕子『織田信長』（吉川弘文館、二〇一二年）二〇二頁。岩倉哲夫氏は、高野山攻めは、当時の数ある信長の作戦の一つにすぎなかったが、高野山側にとっては深刻な事態として受けとめられていたと指摘している（岩倉哲夫「織田信長の高野山攻め」『南紀徳川氏研究』第七号、二〇〇一年）。

(24) 『高野山』（金）六卷「松岡家文書」三七九号。

(25) 『和歌山』戦国三六三三号、同史料について、谷下一夢氏が天正十年と比定している（谷下一夢「石山合戦と紀伊雑賀勢」『歴史地理』六七―二、一九三五年。同『増補真宗史の諸研究』同朋舎、一九七七年に所収）。「和歌山市史」第一巻も一〇〇九頁で、年代を天正十年と訂正している。

(26) 『和歌山市史』第一巻一〇一〇―一〇一一・一〇一七頁。

(27) 『上越』二四八六号。

(28) 『和歌山』戦国六〇九号。

(29) 『高野山』（金）五卷一三八号。

(30) 『高野山』（金）五卷一三九号。

(31) 『信長文書』八九七号、『高野山』（大）二卷三三二号。

(32) 「二見文書」馬場正敏氏所蔵文書三号（『五條市史』史料編）

(33) 『高野山』（金）七卷三九〇号。

(34) 織田信張は、従五位下左兵衛佐に任ぜられていた。（『歴名士代』群書類従）二九・「織田系図」『続群書類従』六上）。

(35) 註（2）拙稿。

(36) 『鷲森日記』天正九年十二月二四日、天正十年正月二十二日・二月十日・

二月十三日・四月十八日、天正十一年正月二十二日条。例外は表紙見返と天正十年正月二十六日・五月九日条である。

(37) 『鷺森日記』天正十年二月九日・二月二十二日・二月二十四日・六月三日条。

(38) 『鷺森日記』天正十年五月十五日条、この日の記述では、「徳川」・「徳川殿」と両様ある。同年五月二十一日・五月二十九日・六月一日・六月二日、天正十一年二月条。

(39) 『鷺森日記』天正十一年閏正月十八日・閏正月二十五日・閏正月二十六日条、「貝塚御座所日記」(『真宗史料集成』三) 天正十二年三月八日、三月二十二日・十一月、天正十三年二月二十二日・二月二十四日・二月二十六日・四月十七日・七月・八月条。

(40) 『高野山』(金) 七卷三九一号。